４　機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

５　機構は、第三項の規定による資産の買取りを行う旨の決定をしたときは、当該決定に係る第一項に規定する金融機関との間で当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。

６　機構は、第一項に規定する金融機関との間で前項の契約を締結しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第百二十九条の見出しを削り、同条第一項中「及び前章」を「、前章及び前条」に改める。

第百三十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「事業譲渡等における債権者保護手続の特例等」を付し、同条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第百三十一条の二　特定事業譲渡等に係る契約上の地位の移転（預金等に係る契約に係るものであつて、契約の条項（金利その他の政令で定めるものに限る。）の変更を伴うものに限る。以下この条において同じ。）は、当該契約上の地位の移転に係る預金者等の承諾を得ないでこれをすることができる。この場合において、破綻金融機関及び救済金融機関又は特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等（次項において「破綻金融機関等」という。）は、当該契約上の地位の移転の前に、当該特定事業譲渡等の内容の要旨及び当該変更の内容並びにこれらに対し異議のある預金者等は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、住所又は居所が知れている預金者等には各別にこれを催告しなければならない。

２　破綻金融機関等は、前項の規定により特定事業譲渡等に係る契約上の地位の移転をしようとするときは、同項の公告及び催告をする前に、内閣総理大臣（当該破綻金融機関等のうちに労働金庫又は労働金庫連合会がある場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、当該破綻金融機関等のうちに株式会社商工組合中央金庫がある場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。）の承認を受けなければならない。

３　第一項の期間は、政令で定める期間を下つてはならない。

４　第一項の期間内に異議を述べた預金者等に係る契約上の地位の移転は、効力を生じない。

５　前条並びに銀行法第三十四条及び第三十五条（これらの規定を長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、第一項の公告又は催告に係る契約上の地位の移転については、適用しない。

第百三十五条に次の一項を加える。

４　銀行その他の政令で定める者（以下この項において「銀行等」という。）が、第一号措置を行うべき旨の第百五条第四項の内閣総理大臣の決定に基づく機構による株式の引受け若しくは当該第一号措置に関する株式の取得又は特定株式等の引受け等を行うべき旨の第百二十六条の二十二第六項の内閣総理大臣の決定に基づく機構による株式の引受け若しくは当該特定第一号措置に関する株式の取得であつて、政令で定めるものによる資本金の額の増加を行つた場合において、次の各号に掲げる者が当該各号に定める事項について登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、内閣府令・財務省令で定めるところによりこれらの決定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

一　当該銀行等　当該資本金の額の増加

二　当該銀行等が行う株式移転により当該銀行等の株式移転設立完全親会社となつた株式会社　当該株式会社の設立

第百四十五条第一項中「破綻金融機関若しくは」を「破綻金融機関、破産手続開始の決定を受けた者若しくは」に改める。

第百四十七条第二号中「第六十四条第三項」を「第六十三条第三項、第六十四条第三項」に、「（第百二十七条第一項」を「（第百二十七条第一項」に改め、「第百二十六条の三十五第三項」の下に「、第百二十八条の三第四項」を加える。

附則第十条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第百二十八条の三第三項の規定により同条第一項に規定する金融機関の資産の買取りを行う旨の決定をする場合

附則第十条第四項中「又は第二号」を「から第三号まで」に改め、「含む。）」の下に「、第百二十八条の三第五項」を、「おいて同じ。）」の下に「又は第百二十八条の三第一項に規定する金融機関であつて、当該資産を保有している者」を加え、同条第六項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改める。

附則第十五条の四第七項中「及び第六十八条中「」を「中「」に、「読み替える」を「、第六十七条中「譲受け、付保預金移転」とあるのは「譲受け」と読み替える」に改める。

（保険業法の一部改正）

第十二条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百七十二条の十四」を「第二百七十二条の十四の二」に改める。

第四条第三項中「いう。」の下に「第三百九条第一項及び第四項第二号を除き、」を加える。

第十六条第二項第四号中「いう。」の下に「第二百六十五条の二十七の四第三項を除き、」を加える。

第九十八条第一項に次の一号を加える。

十五　当該保険会社の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該保険会社の行う保険業に係る経営資源を主として活用して行う業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの

第九十八条第五項中「又は「特定社債」とは」を「「特定社債」又は「特定短期社債」とは、」に、「又は第七項」を「、第七項又は第八項」に、「又は特定社債をいい、「特定短期社債」とは同法第二条第八項に規定する」を「、特定社債又は」に改め、同条第七項中「（定義）」を削り、同条第八項中「第二条第二十項（定義）」を「第二条第二十項」に、「第二十八条第八項第六号（定義」を「第二十八条第八項第六号（通則」に改め、同条第九項中「（定義）」を削る。

第百条の二に次の一項を加える。

２　前項の規定（保険会社がその業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行を確保するための措置に関する部分に限る。）は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　保険持株会社グループ（保険持株会社及びその子会社の集団をいう。以下この項、第二百七十一条の二十一及び第二百七十一条の二十一の二第一項において同じ。）に属する二以上の会社（保険会社を含む場合に限る。）が当該保険持株会社グループに属する他の会社に当該二以上の会社に共通する業務を委託する場合（当該保険持株会社グループに属する保険持株会社（当該保険持株会社グループの経営管理（第二百七十一条の二十一第四項に規定する経営管理をいう。）を行うものに限る。次号において同じ。）が、内閣府令で定めるところにより、当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる場合に限る。）

二　保険持株会社グループに属する二以上の会社（保険会社を含む場合に限る。）が当該保険持株会社グループに属する保険持株会社に当該二以上の会社に共通する業務を委託する場合